

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第42号

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申請書及び指定管理者が必要と認める書類の提出は、これらと同等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、指定管理者の使用に係る電子計算機と利用の許可を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行うことができる。

第4条中「文書」の右に「又は電磁的記録」を加える。

第5条中「もの」を「者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)